

～紀美野町障害者施設等通所交通費助成事業のご案内～

紀美野町では、障害者支援施設に通う障害者または障害児、及びその通所介助者の方に対し、一定の要件を満たした場合に、交通費の一部を助成します。

1. 対象者および施設

対象者	対象施設
紀美野町に住所がある者または、町外に住所がある者で、紀美野町から障害福祉サービス等を利用するために受給者証を交付されている者。または、その保護者。	ア 生活介護施設 イ 自立訓練施設 ウ 就労移行支援施設 エ 就労継続支援 A・B型施設 オ 児童発達支援 カ 放課後等デイサービス

2. 対象となる通所手段および助成費

通所手段	助成費
鉄道又は路線バス等、公共交通機関	最も有効かつ経済的な交通順路による交通費で、上限20,000円(月額) ※継続して通所する場合は、日数分の運賃と定期券購入額を比較して安価な額
施設の送迎用車両（当該施設の規則等により交通費を個人負担するもの）	当該施設の規則等による交通費 上限20,000円(月額)
自家用自動車、原動機付自転車または自動二輪車	1 キロメートルにつき20円 上限20,000円(月額)

※なお、事業所等により交通費の助成が行われている場合は、その制度により交付された額を除く金額とします。

※通所において、途中から送迎サービス等を利用する場合でも、送迎地点までの移動にかかった交通費は助成対象です。

3. 申請方法

助成金の申請時期を年2回に分け、4月～9月分の交通費を9月末日、10月～3月分の交通費を3月末日までに、以下の書類を添えて申請していただきます。

- ・紀美野町障害者施設等通所交通費助成申請書(様式第1号)
- ・利用者通所状況証明書(様式第2号)
- ・その他必要書類（交通手段や利用の状況に応じて必要な書類）

※「利用者通所状況証明書」に関しましては、通所しているそれぞれの施設に記載を依頼し、保健福祉課にご提出ください。

※定期券を利用されている場合は、当該定期券の写しの提出もお願いします。

※助成金の手続きをする方の場合、各提出書類の用紙は、同封の書類をお使いいただくか、保健福祉課の窓口でも配布いたします。

また、町のホームページから書類をダウンロードすることもできます。ホームページの記事のタイトルは、「障害者支援施設通所交通費の助成について」です。

連絡先 紀美野町 保健福祉課 障害福祉係 TEL 073-489-9960 FAX 073-489-6655
--